

<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締りに努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。 ・盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護に十分配慮しつつ、関係諸規定を適切に運用して、厳正に対処する。 ・ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。 ・教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。 	警察庁 警察庁、法務省 警察庁 文部科学省、厚生労働省、関係府省
イ 被害者への支援・配慮等	
①ワンストップ支援センターの設置促進	内閣府、警察庁、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター）の設置を促進する。 	
②女性警察官等による支援	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置が進められている女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。 	
③被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進	警察庁、法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者的人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。 	
④診断・治療等に関する支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。 ・性犯罪被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。 ・被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。 ・性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。 ・犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担について検討する。 	厚生労働省 厚生労働省 警察庁、法務省、関係府省 警察庁 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省 内閣府
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。 	

<p>⑤被害者等に関する情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底する。 	法務省
<p>⑥被害者連絡等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を引き続き促進する。 	警察庁、法務省
<p>⑦専門家の養成、関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者的心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。 ・性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員等の活用を促進する。 ・被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。 	厚生労働省 内閣府、警察 庁、厚生労働省 内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省、関係 府省
<p>ウ 加害者に関する対策の推進等</p> <p>①総合的な再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的かつ総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。 <p>②その他の加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪の加害者について、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。 	警察庁、法務省 法務省
<p>エ 啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアを通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。また、学校において、大量の情報の中から情報の取捨選択ができるような教育を推進する。 	内閣府、警察 庁、文部科学省

4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

施策の基本的方向	
<p>身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、子どもに対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子どもの一生に亘りがたい影響を与えないよう、子どもが必要な相談・支援を受けられる環境整備を進める。</p>	
<p>児童ポルノ及び児童買春の根絶に向けて、インターネットや携帯電話の普及等に対応し、有効な対策を講ずる。</p>	
具体的な施策	担当府省
ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等	
<p>①関係機関の連携等による虐待の早期発見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等との確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必 	警察庁、法務 省、文部科学 省、厚生労働省

<p>要な施策を実施する。</p> <p>②被害を受けた子どもに対する相談・支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用して、家庭内等における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。 ・性犯罪や家庭内における性的虐待による被害等を受けた子どもに対して、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援を行う。 ・性的な暴力被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの在り方を検討し、その実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。 ・被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法等について検討を行い、確立された聴取技法の全国への普及を推進する。また、性的虐待を受けた児童に対する児童相談所における聞き取り方法等について、普及を進める。 <p>③防犯・安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声掛け、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙、又は指導・警告措置を的確に実施する。 	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>
<p>イ 児童ポルノ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 7 月に策定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進などに取り組む。また、児童買春・児童ポルノ法については、見直しの議論に資するよう、必要な対応を行う。 ・子どもに対する性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、メディア産業の自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。 	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>ウ 児童買春対策の推進</p> <p>①児童買春の取締りの強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに今後とも積極的に取り組むとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）等に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為（児童自身の行為を含む。）等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。 ・出会い系サイトのみならず SNS （ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等非出会い系サイトを介した児童買春の防止のため、関係業界による自主的取組を促進するとともに、有効な対策を検討する。 	<p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁、総務省</p>

<p>②被害児童等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などをを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。 	警察庁、厚生労働省 文部科学省
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。 	
<p>③啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切にし、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。 	警察庁、文部科学省、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・国民への広報啓発やフィルタリングシステムの普及啓発活動、民間団体と連携した事業者及び出会い系サイト等を利用している児童への働きかけなど、児童による出会い系サイトの利用の防止や、非出会い系サイトでの被害を防止するための施策を推進する。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業界においては、業界団体及び主要な旅行会社が、平成17年3月、国連児童基金（ユニセフ）等が普及推進する「旅行と観光における性的搾取から子どもを保護するための行動規範」への参加を表明したところであり、引き続きこのような業界の自主的な取組を促すとともに、関係法令の遵守徹底のための指導、監督を行う。 	警察庁、外務省、国土交通省、関係府省
<p>エ 広報啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子ども及び保護者のメディア・リテラシーの向上を図る。 	内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省

5 売買春への対策の推進

施策の基本的方向	
性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。	
具体的な施策	担当府省
<p>ア 売買春の根絶に向けた対策の推進</p> <p>①売買春の取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法（昭和31年法律第118号）、児童買春・児童ポルノ法等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為等の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。 	警察庁、法務省、厚生労働省

<p>②啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図るとともに、女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、社会的、倫理的啓発活動や、女性の人権を尊重する啓発活動を推進する。 	内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省
<p>イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援</p> <p>①売買春からの女性保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努める。 	厚生労働省
<p>②社会復帰支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買春に関わる女性に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における対応の在り方を見直すとともに、婦人相談所における自立支援プログラムの見直しを通じた生活再建等総合的な支援の充実を図る。 ・売春を行ったために保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活をさせながら、必要な指導等や就職の援助、生活環境の調整等を行うことにより、再び売春を行うことのないよう社会復帰を支援する。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における矯正教育の一層の充実に努める。 	厚生労働省 法務省
<p>③関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関との連携を強化する。 	警察庁、厚生労働省

6 人身取引対策の推進

施策の基本的方向	
被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、効果的な取組を促進する。	
具体的な施策	担当府省
ア 「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進	
<p>①被害の発生状況の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国管理局における各種手続、警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り、婦人相談所における人身取引被害女性の保護等の活動や在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて、関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努めるとともに、人身取引につながり得る事案に関する情報等必要な情報の共有を推進する。 	関係府省
<p>②被害者の発見・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、リーフレット等を作成し、人身取引被害者の目に触れやすい場所で配布し、また、法務省のホームページ英語版に、人身取引に関する情報を掲載するなど、被害を受けていることを自覚していない又は被害を訴えることができずにいる潜在的な 	警察庁、法務省、外務省、厚生労働省

<p>被害者への被害者保護施策の周知に努める。また、婦人相談所が国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であることについて、潜在的な被害者が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県における広報・周知を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関において人身取引被害者を認知した際には、被害者が悪質な雇用主、ブローカー等から危害を加えられるおそれが強いこと等を踏まえ、必要に応じて警察や入国管理局への通報を行うほか、相互に連携して適切な保護措置を講ずる。 ・被害者の被害申告をより容易にするための多言語ホットラインの運用又は運用の支援について検討する。 	関係府省 内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省
<p>③関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所において、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM（国際移住機関）及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、被害者の状況に応じ保護中の支援の充実を図る。なお、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置を講ずる。また、所在地が秘匿されていること、被害者の母国語を解する職員がいること等から、より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等への一時保護委託を実施する。 	厚生労働省
<p>④被害者のニーズに合わせた支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所に配置されている心理判定員及び一時保護所に配置されている心理療法担当職員による人身取引被害者のカウンセリングを実施するとともに、関係行政機関と連携しながら、婦人相談所に配置されている相談指導員等による被害者の意向を踏まえた相談活動を実施する。また、無料低額診療事業の利用又は医療費の補助の活用により、必要な医療ケアを提供する。なお、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて、児童心理司等による面接、医師による診断等を行うとともに、高度の専門性が要求される場合は、専門医療機関と連携するなど、心理的ケアや精神的な治療を行う。 	厚生労働省
<p>⑤広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身取引について社会的な啓発を図り、人身取引撲滅を推進するため、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引が決して許されない悪質な犯罪であることや、人身取引に対する政府の取組等について、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載、在外公館を通じた人身取引被害者の送出国に対する広報等を通じて積極的に広報することにより、国民等の意識啓発と協力の確保に努める。 	内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省
<p>⑥男性被害者等の保護施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人に係る雇用関係事犯等を端緒とする人身取引事案においては、男性被害者等を認知する可能性があり、女性の保護を専門にしている婦人相談所では対応できないことから、男性被害者等の保護施策について検討する。 	内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省

7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施策の基本的方向	
<p>雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等においても、被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講じるとともに、被害者の精神的ケアを強化する。</p>	
具体的施策	担当府省
ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	
①企業等における対策	
<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知、非正規労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。 パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、及び専門的な知識、技術を持った職員の活用等により、適切な相談対応等を引き続き行う。 周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようになるとともに、被害者が安心して相談でき、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。 セクシュアル・ハラスメントによって精神疾患等を発病した場合について、労働災害に当たる場合があることの周知徹底を図る。 	厚生労働省
②国家公務員についての対策	
<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成 10 年 11 月人事院規則）及び人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成 10 年 11 月人事院事務総長通知）等に基づき、研修等の防止対策をより組織的、効果的に推進する。 	全府省
イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 国公私立学校等に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底を行う。 大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう努める。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底に努める。 セクシュアル・ハラスメントの被害実態を把握するとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。 	文部科学省

<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対処を行う。また、懲戒処分については、再発防止の観点から、被害者のプライバシーを考慮しつつ、その公表を行う。 <p>ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、被害の未然防止、行為者に対する厳正な対処、再発防止及び被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。 	文部科学省 文部科学省、厚生労働省、関係府省
--	---------------------------

8 メディアにおける性・暴力表現への対応

施策の基本的方向	
具体的施策	担当府省
ア 広報啓発の推進	内閣府、警察庁、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 様々なメディアにおける性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業の多様化に伴い、特に児童の性的な被害が依然頻発していることから、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進する。 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。 	内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省
イ 流通防止対策の推進等	内閣府、警察庁、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 様々なメディアにおける性に関する情報や性を売り物とする営業において、不法事案の積極的な取締り等による環境浄化を図る。地方公共団体の青少年保護育成条例等について地方公共団体に各種の助言や情報提供を行う。性や暴力に関する有害図書類等が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを推進する。 わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。 インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、関係事業者によるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備等、インターネット上の児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。 	警察庁、関係府省 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省
ウ 調査研究等	内閣府 内閣府、関係府省
<ul style="list-style-type: none"> 性・暴力表現が人々の心理・行動に与える影響についての調査方法を検討する。 メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。 	